

県内自治体における市民活動助成制度一覧

平成23年7月11日
第1回会議

資料 11-5

団体名	設置	運営	名称	特徴	予算総額	助成対象	区分		補助金額(最高限度額)・ 助成率	対象年度 回数・期間(最大)	歳出予算 に係る節 の区分 (説明)	選考方法	時期		報告書の提出・ 報告会等の有 無
													募集	補助金交付	
横浜市	市	市	市民活動推進基金 (よこはま夢ファンド)	基金に積み立てられた寄附金を活用して、あらかじめ登録されたNPO法人へ活動助成を行う。 ・支援したい団体、分野の希望ができる ・基金へ寄附をすると、所得税、住民税、法人税について寄附金控除など税の優遇措置が受けられる。		①特定非営利活動促進法に定める特定非営利活動法人であること ②主たる事務所の所在地が横浜市内にあること ③特定非営利活動を行う区域が主として横浜市内であること ④事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費の占める割合が100分の50以上であること ⑤継続して1年以上の活動実績があること等 ※審査委員会による審査を経て登録した団体が対象			助成は団体からの申請を受けて、審査会に諮り決定	同一団体の同一の経費に係る助成の回数は同一年度において1回	補助金	書類選考	年3回		
横浜市 神奈川区	区	区	かながわ区民力発揮プロジェクト			①神奈川区在住、在勤、在学の方(以下「区民」という。)を中心として構成され、自主的に運営されていること(概ね5人以上) ②規則、会則等の定めがあり、団体意思が明確であること ③団体への参加が全区民に開かれていること ④今後も継続して活動する見込みのあること ⑤公序良俗に反する活動をしていないこと			上限30万円			プレゼンテーション	2月	4月以降	・実績報告書の提出 ・事業報告会での報告
川崎市	(財)かわさき市民活動センター	(財)かわさき市民活動センター	かわさき市民公益活動助成金	川崎市の補助金及び財団法人河川環境管理財団からの助成金を原資		①市民活動を行っている団体であること。(政治活動や布教を目的とする宗教活動を除く) ②市内を活動拠点としていること。(事務所の所在地は不問) ③主たる構成メンバーに、市内在住、在勤または在学者が最低1人含まれていること。	スタートアップ助成 (発足後3年未満)	市内を活動拠点として新しく市民活動を開始した団体が行う公益的な事業を支援	10万円以内	1団体1回まで	補助金 ※市から(財)かわさき市民活動センターに対し補助金を支出	第1次選考 (書類選考) 第2次選考 (公開プレゼンテーション)	2月中旬～3月中旬 ※審査は5月	6月下旬	・実績報告書の提出 ・事業報告会(公開)での報告
							ステップアップ助成A・B (5名以上で構成される概ね3年以上の活動実績がある団体)	市内に活動拠点を置く団体がこれまでの活動を充実または拡大して行う公益的な事業または類似の活動を新たに企画し行う公益的な事業を支援	Aコース 対象経費の80%以内でかつ100万円以内 Bコース 対象経費の50%以内でかつ200万円以内	同一事業ではA・Bあわせて3回まで					
							ステップアップ助成C (スタートアップ助成を受けたことがある発足後3年未満の団体)		Cコース 対象経費の80%以内でかつ30万円以内	2回まで					
横須賀市	市	市	市民公益活動団体支援基金(よこすか元気ファンド)	市民・企業からの寄附金を積み立て、選考を通ったNPO法人の公益的な活動を支援するため、助成を行う。 ・寄附をする団体や分野の指定ができる ・寄附をすると、所得税や法人税等について寄附金控除など税の優遇措置が受けられる ・自動販売機の売上から一定額を寄附する「社会貢献型自動販売機」を設置することでの支援も可能 ・寄付者の名前などを冠した「オリジナルファンド」の作成も可能 ・寄付協力者及び社会貢献企業として紹介	21年度交付実績 1,927,000円	①NPO法人であること ②主たる事務所の所在地が横須賀市内にあること。 ③横須賀市内で特定非営利活動を行っていること。 ④事業費の総額のうち、非営利活動に係る事業の占める割合が100分の50以上であること等									
	市	市	横須賀市市民協働推進補助金			①市内で活動する市民公益活動団体 ②市民公益活動の実施及び運営から実績報告まで責任を持って履行できる団体 ③団体の構成員が3名以上であること	「はじめての一步」補助金	市民グループが行っている、または行おうとする社会性の高い市民公益活動で10万円以下の補助額で実施するもの	上限10万円	1事業につき2つの区分を合わせて3回まで	補助金	書類審査及び公開プレゼンテーションまたはヒアリング	1月中旬～2月中旬	4月下旬	・実績報告書の提出 ・活動報告会での報告
							「ステップアップ」補助金	市民グループが行っている、または行おうとする社会性の高い市民公益活動で10万円を超えた補助額で実施するもの	対象経費の1/2、10万円超50万円まで			書類審査及び公開プレゼンテーション			

団体名	設置	運営	名称	特徴	予算総額	助成対象	区分		補助金額(最高限度額)・助成率	対象年度 回数・期間(最大)	歳出予算 に係る節 の区分 (説明)	選考方法	時期		報告書の提出・ 報告会等の有 無
													募集	補助金交付	
平塚市	市	市 (公益信託のため、財産の管理・運用は、三菱UFJ信託銀行)	公益信託ひらつか市民活動ファンド	平塚市が3,000万円の信託財産で創設した公益信託	50万円以内	①ボランティア活動や市民活動などの公益的な活動・事業を行う団体 ②団体の事務所または団体の代表者の住所(活動の拠点)が平塚市内にある団体 (注:団体の代表者が市外在住者でも、団体の活動拠点が平塚市内であれば可。) ③構成員が3名以上である団体	入門コース	ひらつか市民活動ファンドの助成を受けたことがなく、助成金を必要とする事業に取り組む団体を対象に助成	10万円以内	1団体1回まで	補助金	第1次選考(書類選考) 第2次選考(公開プレゼンテーション)	4月	6月中旬	・実績報告書の提出 ・活動報告会での報告
					250万円以内	発展コース	活動をさらに発展させていこうとする団体や、新たな事業を展開しようとする団体などを対象として助成	50万円以内	1団体3回まで						
藤沢市	市	市	公益的市民活動助成事業		22年度交付実績 2,500,000円	①藤沢市に活動拠点及び連絡場所を有していること ②市民が5人以上構成員になっていること ③藤沢市市民活動推進センターに登録していること ④団体の設立目的、組織、代表者等に関する定めがあること	初期コース	設立後1年以上の団体を対象に、団体の自立化を図ることを目的に助成	10万円を限度	1団体1回まで	補助金	第1次選考(公開書類選考) 第2次選考(公開プレゼンテーション)	1月	4月下旬	・実績報告書の提出 ・事業報告会での報告
							発展コース(通常)	設立後2年以上の団体を対象に、団体の活動をさらに発展させることを目的に助成	助成対象事業費の50%以内で40万円を限度 ※発展サポート制度では、自己資金がなくても、ボランティアや寄附を集めてそれを収入に換算することで、同額もしくはそれ以下の助成金を申請できる。	1事業1回まで					
							発展コース(発展サポート制度)								
小田原市	市	市	市民活動応援補助金		平成22年度 1,300,000円	小田原市を中心として市民活動を行い、今後も継続する見込みのある3人以上の市民(本市にて在学、在勤、在活動を含む)で構成する営利を目的としない団体	スタートアップコース	地域社会が抱える課題について、団体が新たに行う事業に助成	上限10万円	1事業1回まで	補助金	第1次選考(書類選考) 第2次選考(公開プレゼンテーション)	11月下旬～1月下旬	4月下旬	・実績報告書の提出 ・事業報告会での報告
							ステップアップコース	地域社会が抱える課題の解決に向けて、団体がこれまで行ってきた活動の拡充又は更なる発展を図ろうとする事業に助成	対象となる事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の1/2または30万円のいずれか低いほうを上限	1事業3回まで					
茅ヶ崎市	市	市	市民活動推進補助金	「茅ヶ崎市市民活動げんき基金」(市民からの寄付金と同額を市が上乘せするマッチングギフト方式)が原資	3,000,000円	①市内で主に活動している市民活動団体 ②3人以上で構成される団体で、構成員の1/2以上が市民(在勤・在学を含む) ③市から他の補助金(団体の運営に係るものを除く)を受けていない	市民活動スタート支援(設立後2年未満の団体)	市民が受益者となりうる公益的事業で、団体の自立を促進し、活動を軌道にのせるための事業に助成	国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の90%または10万円のいずれか低い方を上限	1団体1回まで	補助金	第1次選考(書類選考) 第2次選考(公開プレゼンテーション)	1月中旬～2月中旬	4月中旬	・実績報告書の提出 ・実施報告会での報告
							市民活動ステップアップ支援(設立後2年以上の団体)	市民が受益者となりうる公益的事業で、団体がこれまで行ってきた活動の拡充を図る事業または活動の発展を目的に次の一歩として新たに行う事業に助成	国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の80%または30万円のいずれか低い方を上限	1団体3回まで					
相模原市	市	NPO法人(市民セクターゆめの芽)と市(市民協働推進課)の協働運営	市民・行政協働運営型市民ファンド「ゆめの芽」	集まった寄付金と同額(上限500万円)を市からファンドに支出(マッチングギフト方式)	22年度交付総額 2,067,000円	①相模原市内に活動の拠点を有する団体であること ②構成員が5人以上の団体であること ③会則又は規則等を定め、継続的な活動を行い、又はこれから行っていく意思のある団体 ④集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがない団体であること	ファーストステップコース(設立後3年未満の団体)		総事業費の90%以内 上限10万円		負担金(市からファンドへの支出)	公開プレゼンテーション	12月～1月		・実績報告書の提出 ・報告会での報告
							ステップアップコース(設立後3年以上の団体)		総事業費の80%以内 上限50万円						

団体名	設置	運営	名称	特徴	予算総額	助成対象	区分		補助金額(最高限度額)・助成率	対象年度回数・期間(最大)	歳出予算に係る節の区分(説明)	選考方法	時期		報告書の提出・報告会等の有無
													募集	補助金交付	
秦野市	はだの市民活動団体連絡協議会(秦野市役所内)	はだの市民活動団体連絡協議会(秦野市役所内)	市民活動サポート事業支援金	40社以上の市内外企業等からの協賛により実施している「はだの市民活動いきいき基金(市民の日バザー)」の収益積立金及び市からの補助金を原資	400,000円	①秦野市内に1年以上活動拠点を有し、主に市内で活動する団体 ②営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っている団体			5万円以内	1団体2回まで ただし、前年度に支援を受けた団体は申請できない。	補助金	第1次選考(書類選考) 第2次選考(公開プレゼンテーション)	3月中旬～4月		・実績報告書の提出 ・成果報告会での報告
厚木市	市	市	市民活動推進補助金			①市民が自発的、自立的に活動をしているもの ②団体の活動が、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としているもの ③市内に主たる事務所又は活動拠点があるもの ④前②の活動を開始後、1年以上経過し、次年度以後も継続して活動する見込みのあるもの ⑤構成員が3人以上のもの	ボランティアをはじめとする公益的な市民活動(社会貢献活動)を行う団体に、活動事業費の一部を助成		経費から収入を控除した額の1/2、上限20万円	1事業3回まで	補助金	書類選考	6月		
大和市	市	市	市民活動推進補助金(「新しい公共を創造する市民活動推進基金」を活用)	基金は、市民からの寄附金と、寄附金と同じ額(100万円を上限)を、翌年度に市が上乗せして積み立てるマッチング・ギフト方式	1,000,000円	新しい公共の創造に参加しようとする市民、市民団体、事業者が行うボランティア活動など非営利の活動であって、主な活動場所が大和市内であるか、活動の運営拠点が市内にある活動や事業	めばえ	活動をこれからはじめる、又ははじめたばかりの市民、市民団体、事業者に対する補助	5万円 (当該事業実施に必要な経費の範囲内で、現金による支出を超えることはできない)	1申請者1回まで	補助金	公開選考会	4月中旬～5月中旬	7月上旬	・実績報告書の提出 ・事業報告会での報告
							はぐくみ	既に活動をしている市民、市民団体、事業者がより活動を発展させるための補助	20万円 (当該事業実施に必要な経費の1/2以内で、現金による支出を超えることはできない※全体事業費には、現金で支出した経費のほかに、ボランティアなど無償で提供された労力や物品などを現金に換算した額を加えることができる。	1事業1回まで					
伊勢原市	市	市	市民活動支援助成金		21年度交付総額1,696,000円	①構成員が5人以上で、半数以上が市内在住・在勤または在学していること。 ②市から同種の補助金が交付されていないこと。 ③活動が今後も継続して行われること。 ④原則、活動場所が市内であること。	創出(ホップ)	新たに活動をスタートする団体	団体の事業活動に必要な経費の1/2以内で、上限10万円	1団体1回まで	補助金	書類審査と公開プレゼンテーション	年2回		・報告会での報告
							育成(ステップ)	すでに活動を行っている団体	団体の事業活動に必要な経費の1/2以内で、会計年度につき1回30万円を上限	1団体3回まで					
							自立(ジャンプ)	自立に向け活動を継続していく団体	団体の事業活動に必要な経費の1/2以内で、上限10万円	1団体1回まで					
綾瀬市	市	市	市民活動応援補助金(きらめき補助金)(財源は市民活動推進基金)	基金は、寄付金と同額の市費を合わせて積み立てるマッチング・ギフト方式	寄付金額によって変動(21年の寄付金額581,325円)	①主な活動場所、活動拠点が市内にある団体 ②構成員が3人以上の団体	いぶき(設立1年未満の団体)	活動をはじめたばかりの団体が勇気をもって市民活動に取り組むための支援	10万円	1団体1回まで	補助金	書類と公開プレゼンテーションの内容に基づき、選考委員会が公開の場で投票	2月中旬～3月下旬 ※公開プレゼン4月中旬	6月	・実績報告書の提出 ・事業報告会での報告
							はぐくみ(設立1年以上の団体)	既に活動している団体の活動を一層充実・発展するための支援	20万円	1事業につき3回まで					
							はばたき(設立1年以上の団体、2団体以上で事業を実施)	既に活動している団体が地域社会での広がりを目的に他の団体と協働で活動を行うための支援	50万円	1事業につき5回まで					

団体名	設置	運営	名称	特徴	予算総額	助成対象	区分		補助金額(最高限度額)・助成率	対象年度 回数・期間(最大)	歳出予算 に係る節 の区分 (説明)	選考方法	時期		報告書の提出・ 報告会等の有 無
													募集	補助金交付	
二宮町	町	町	協働まちづくり補助金		21年度交付実績 437,000円	①団体の規約・会則等があり、活動が不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としていること。 ②同一の事業に対して、町から他の補助金を受けていないこと。 ③構成員が3名以上であり、町内に主たる事務所か活動拠点があること。 ④町と連携して、行政活動を補完・代行・補助する性格の活動であること。	町民活動スタート支援 (設立後2年未満の団体)	団体の自立を促進し、活動を軌道にのせるための事業	対象事業費の3分の2補助 1団体あたり上限10万円	同一団体1回まで	補助金	第1次選考 (書類選考) 第2次選考 (公開プレゼンテーション)	4月中旬～5月中旬		・実績報告書の提出 ・事業報告会での報告
							町民活動ステップアップ支援 (設立後2年以上の団体)	団体がこれまで行ってきた活動の拡充を図る事業または活動の発展を目的に次の一歩として新たに行う事業	対象事業費の2分の1補助 1団体あたり上限50万円	スタート支援を受けた団体は2回まで、そうでない団体は3回まで					
愛川町	町	町	町民活動応援事業		22年度交付実績 924,214円	①町民公益活動を行う団体であること ②町内で主に活動している団体であること ③構成員が3人以上の団体であること ④宗教的、政治的な活動や選挙運動などを目的とする団体ではないこと	スタート応援補助 (設立後3年未満の団体)	団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業	10万円以内	1団体につき3回まで	補助金	書類選考 及び個別ヒアリング	4月上旬	6月下旬	・実績報告書の提出 ・報告会での報告
							ステップアップ応援補助 (設立後1年以上の団体)	団体の活動を充実、発展させるための事業に対する補助	30万円以内かつ補助対象経費の10分の8以内	1事業につき3回まで					
神奈川県	県	県	かながわボランティア活動推進基金21		22年度交付実績 10,460,000円	①不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業(宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする事業は除く)に自主的に取り組む特定非営利活動法人、法人格を持たない団体及び個人(以下、ボランティア団体等という。) ②活動拠点を県内に有すること。(県内に事務所があるかまたは県内で活動を行っているボランティア団体等を対象) ③継続した活動が期待されるものであること。	ボランティア活動補助金	地域社会の抱える課題解決に自発的に取り組む事業や、社会システムの改革を目指してチャレンジする事業などで、ボランティア団体等が立ち上げたり、新たに展開したりする事業に対する補助	事業に要する経費の1/2と200万円のいずれか低い方を上限	最長3年間	補助金	①書類審査 ②公開プレゼンテーション審査 ③最終審査	8月～9月	4月以降	補助金の交付によって得られた成果を広く公表(成果報告会や成果報告書で報告を行うなど)